

# 重要事項説明書

(介護)

訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問下さい。

## 1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社かなえコーポレーション
代表者氏名	代表取締役 西本典子
本部所在地	大阪府茨木市郡山二丁目 27 番 13 号の 6 電話：072-641-5540
法人設立年月日	平成 23 年 4 月 20 日

## 2. 利用者への訪問看護サービスを担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地

事業所名称	ゆい訪問看護ステーション
介護保険指定事業者番号	大阪府指定 2760990271
事業所所在地	高槻市南平台五丁目 2 2 番 2 号
連絡先 管理者・相談担当者名	TEL：072-628-8306 FAX：072-628-8307 西本 典子 担当：
事業所の通常の事業実施地域	高槻市の一部、茨木市の一部 片道直線距離で 5 km 未満（詳細は直接お尋ねください）

### (2) 事業の目的および運営方針

#### 【事業の目的】

疾病、負傷等により在宅において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた利用者に対し適正な訪問看護を提供することを目的とします。

#### 【運営方針】

利用者の意思及び人格を尊重し、心身機能の維持・回復を目指しながら生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援いたします。事業の実施にあたっては関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の医療・保健・福祉サービスと密接な連携をとることにより、地域に密着した看護サービスを提供するものとします。また利用者の要介護状態区分及び被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

### (3) サービス提供可能な日時

営業日 営業時間	営業時間は平日 8 時 30 分～17 時 00 分、 但し、訪問時間は平日 9 時 00 分から 17 時 00 分（緊急対応はこの限りではありません）土曜日及び日曜日並びに祝日（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休みです。
-------------	--

(4) 事業所の職員体制

正看護師	名 (常勤 名 非常勤 名) 管理業務を行うものを含む
理学療法士	0名
事務員	1名

3. 提供する訪問看護サービスの内容と料金、利用料について

(1) 提供するサービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療上の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅療養を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

① 病状の観察	体温・血圧・脈拍・呼吸・全身状態の観察及び医師への報告 心の健康・社会生活・生活動作・病気の予防などの助言 重症時の看護とご家族への介護指導
② 治療促進のための看護	採血・採尿・床ずれなどの処置 チューブ・カテーテル類の交換と管理 お薬の飲み方などの指導と相談
③ 療養上のお世話	からだの清潔・食生活の指導・床ずれ予防のお世話 日常生活動作の訓練（歩行・入浴・排泄など）と相談 療養環境の整備相談やご家族への介護の指導 緊急時の対応・電話相談
④ リハビリテーション	看護師によるリハビリテーション

(2) サービスの提供方法

- 主治医の指示及び利用者の心身の状況を踏まえて、療養上の目標を掲げ、達成に向かい計画的な訪問看護を提供します。
- 主治医に対する報告書の作成を行います。
- 利用者の同意を得た場合には、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を必要に応じて行います。

ゆい訪問看護ステーションは第三者評価を受けていません。

(3) サービスの料金と利用料（令和4年4月現在）

介 護 保 険

サービスの料金と利用料（要介護・要支援）					
介護保険を利用できる方	介護保険の被保険者で、要介護状態の認定を受けている方であり、主治の医師が訪問看護の必要を認めた方。				
利用料金 (保険適用)	サービス内容	サービス時間	単位	利用料	
	訪問看護 1	20分未満	313単位	340円	
	訪問看護 2	30分未満	470単位	510円	
	訪問看護 3	30分以上1時間未満	821単位	890円	
	訪問看護 4	1時間半まで	1125単位	1220円	
	サービス提供体制強化加算		6単位/1訪問ごと	7円	
	【夜間・早朝料金は 1.25倍、深夜料金は 1.5倍】				
	緊急時訪問看護加算 1		540単位/月	586円-①	
	特別管理加算 I		500単位/月	542円-②	
	特別管理加算 II		250単位/月	271円-③	
	長時間訪問看護加算		300単位	326円-④	
	複数名訪問看護加算	30分未満	254単位	276円-⑤	
		30分以上	402単位	436円	
	初回加算		300単位	326円-⑥	
退院時共同指導加算		600単位	651円-⑦		
看護・介護職員連携強化加算		250単位	271円-⑧		
ターミナルケア加算		2000単位/死亡月	2,168円-⑨		
長時間の訪問 及び営業時間外 の利用料金	9:00～17:00	(30分につき)	1,100円		
	6:00～9:00 17:00～22:00	( " )	2,200円		
	22:00～6:00	( " )	3,300円		
	※ 長時間とは、長時間訪問看護加算の対象でない方の1時間半以上の訪問の場合です。 ※ 別途消費税がかかります				
日曜・祝祭日	※ 介護保険は適応ありません。				
交通費	高槻市、茨木市にお住まいの方は無料です。 上記地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。				

① 緊急時の訪問看護加算 1 利用者の同意が必要（給付管理には含まない）

24時間電話連絡体制を取り、利用者から看護に関する意見を求められた場合や看護処置を必要とされる場合に適宜対応いたします。緊急時の連絡先の電話番号をお渡ししています。（緊急訪問を行った際は、その時かかった時間分の単位数を算定させていただきます。）

② 特別管理加算 I （給付管理には含まない）

以下の管理料を算定している方、以下の医療器具を使用している方、以下の状態にある方に急変時速やかに医師による診療を受けることができるような支援を行うために加算させていただきます。

在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態  
気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態

③ 特別管理加算Ⅱ（給付管理には含まない）

在宅自己腹膜灌流指導管理料 在宅酸素療法指導管理料 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 在宅自己疼痛指導管理料 在宅気管切開患者指導管理料	在宅血液透析指導管理料 在宅中心静脈栄養法指導管理料 在宅自己導尿指導管理料 在宅悪性腫瘍患者指導管理料 在宅肺高血圧症患者指導管理料
・人工肛門または人工膀胱を設置している状態 ・真皮を越える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	

④ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を越える場合に加算させていただきます。

⑤ 複数名訪問看護加算

- ・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問が困難と認められる場合。
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- ・その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合。

利用者又はその家族等の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問した場合に加算させていただきます。

⑥ 初回加算

初回の訪問時に加算

⑦ 退院時共同指導加算

退院に当たり在宅療養にスムーズに移行するため病院・施設と共同で指導した場合加算させていただきます。

⑧ 看護・介護職員連携強化加算

介護職員への痰の吸引等の指導を行った場合加算させていただきます。

⑨ ターミナルケア加算（給付管理には含まない）

死亡日を含む前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施した場合に加算させていただきます。（要支援者は対象外）ターミナルケアを実施中、医療機関に搬送され24時間以内に死亡された場合も含みます。

⑩ 急性増悪期の頻回訪問

主治の医師から特別訪問看護指示書を受けた場合、交付の日から14日間に限り、医療保険による請求になります。

ただし・気管カニューレを使用している方  
・真皮を越える褥瘡の状態の方は1カ月に2回指示書の交付を受けられます。

## 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

サービス内容	サービス時間	回数	利用料	利用者負担
訪問看護 1	20分未満		340円	円
訪問看護 2	30分未満		510円	円
訪問看護 3	30分以上 1時間未満		890円	円
訪問看護 4	1時間 30分未満		1220円	円
サービス提供体制強化加算			7円	円
1月あたり基本の利用料				円
加算	算定回数等	回数	利用料	利用者負担額
緊急訪問看護加算	月に1回		586円	円
特別管理加算 I・II	月に1回		542円	円
			271円	
複数名訪問看護加算	1回あたり（30分未満）		275円	円
	1回あたり（30分以上）		436円	円
長時間訪問看護加算	1回あたり		325円	円
初回加算	初回のみ		325円	円
退院時共同指導加算			651円	円
看護・介護職員連携強化加算			271円	円
ターミナルケア加算	死亡月のみ		2168円	円
1月当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円

※ここに記載した金額は、この見積りによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※この見積りの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

※利用者負担金は法定代理受領（現物給付）の場合についてであり居宅サービス計画を作成しない場合など償還払いになる場合には利用者が利用料10割を支払い市町村に保険給付分9割を請求することになります。保険料の滞納等により事業者へ直接介護保険給付が行われない場合利用料金の全額をお支払いいただきます。

## 4. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いしてご説明いたします。

## (2) サービスの終了

### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに文書でお申し出ください。

### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

### ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

### ④ 契約解除

- ・ 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

### ⑤ その他

- ・ ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・ 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 5. 自費での利用料について（下記費用に消費税が加算されます）

	サ ー ビ ス の 料 金		
保険外サービスの 利用料金	9：00～17：00	(30分につき)	3,300円
	6：00～9：00 17：00～22：00	( " )	4,400円
	22：00～6：00	( " )	5,500円
	※保険外サービスとは、入院中の外泊時や死亡された後の訪問です。		
長時間の訪問	9：00～17：00	(30分につき)	1,100円
	6：00～9：00 17：00～22：00	( " )	2,200円
	22：00～6：00	( " )	3,300円

	※長時間とは、長時間訪問看護加算の対象でない方の1時間半以上の訪問の場合です。
日曜・祝祭日	1回につき 3,300円（医療保険利用の方）
キャンセル料	2,000円 ※訪問時間までに連絡なく、訪問不在の場合請求します。
死後の処置料	11,000円（保険適用外）

## 6. 利用料、その他の費用の請求及び支払について

利用料、その他の費用の請求	<p>1 利用料、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>2 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月の訪問日に利用者あてにお届けします。ただし、請求額のない月はお届けしません。</p>
利用料、その他の費用の支払	<p>1 請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払ください。</p> <p>ア) 現金支払い</p> <p>イ) 事業者指定口座へのお振り込み りそな銀行 高槻富田店 普通預金 1411176 口座名義 (株) かなえコーポレーション</p> <p>ゆうちょ銀行 記号：14090 番号：52323771 口座名義 株式会社かなえコーポレーション 振込用紙をお送りします。150円の振り込み費のご負担をお願いします。</p> <p>ウ) 引き落とし ゆうちょ銀行利用 月10円ご負担していただきます</p> <p>2 お支払を確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p>

## 7. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 8. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。
--------------------------	---

	この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
② 個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

## 9. 訪問中における緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に病状の急変などが生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し指示を求めるなどの必要な措置を講じます。

## 10. 事故発生時の対応について

利用者に対する訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、地方社会保険事務局長、市町村長又は健康保険組合、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

### 賠償責任について

事業所はサービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にその損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

## 11. ご利用にあたってのお願い

- 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問予定変更を希望される場合は、必ず当日朝までにご連絡をお願いいたします。
- 看護師等に対する贈り物や、飲食等のもてなしはご遠慮させていただいております。

## 12. 訪問看護に関する相談、苦情について

### 苦情処理の体制及び手順

- 利用者からの相談または苦情等に対応する相談対応者を設けています。  
担当者：西本 典子
- 相談又は苦情がありました場合、内容を十分に聞き、早急に事情の調査確認を行います。改善が必要と認められる場合は、必要な対応を図ると共に 今後そうした問題が起きないように改善策を講じます。

【事業所の窓口】 ゆい訪問看護ステーション	所在地：高槻市南平台五丁目 22-2 TEL：072-628-8306 FAX：072-628-8307 受付時間 月～金曜日 9：00～17：00
【市町村の窓口】 高槻市役所介護保険給付課	所在地：高槻市桃園2-1 TEL：072-674-7181 FAX：072-674-7183 受付時間 月～金曜日 8：45～17：15
茨木市役所介護保険課	所在地：茨木市駅前3-8-13 TEL：072-620-1639

	受付時間 月～金曜日 9：00～17：15
(他市区町村介護保険課)	
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地：大阪市中央区常盤町1-3-8 TEL：06-6949-5418 FAX：06-6949-5417 受付時間：9：00～17：00

## 重要事項説明の同意書

重要事項の作成日	令和 4 年 4 月 1 日
重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
説明を実施した場所	自宅・訪問看護 ST・病院・その他 ( )

事業者	所在地	茨木市郡山二丁目 27 番 13 号の 6
	法人名	株式会社かなえコーポレーション
	代表者名	代表取締役：西本 典子
	事業所名	ゆい訪問看護ステーション
	説明者氏名	

重要事項の内容についての説明を受け了承しました。

利用者	住所	
	氏名	
署名代理人	住所	
	氏名	